

基準 16 公共公益関連施設

都市計画法に規定する公益上必要な施設と密接な関連のある施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物は、^{※1}都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な施設と密接な関連のある用途であること。
- (2) 申請地は、当該公益上必要な施設に隣接・近接していること。

※1 都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な施設

- ・ 公民館
- ・ 駅舎その他の鉄道の施設
- ・ 変電所
- ・ その他都市計画法施行令第21条に規定する施設

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、平成19年11月30日から施行する。